

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

議 案 書

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 95.8 h a	<p>西俣野字北窪地内において、箇所番号 217 及び箇所番号 229 の区域を廃止、箇所番号 226 の区域を縮小及び拡大</p> <p>遠藤字永山地内において、箇所番号 246 の区域を廃止</p> <p>遠藤字滝ノ沢地内において、箇所番号 249 の区域を廃止</p> <p>天神町二丁目地内において、箇所番号 275 の区域を縮小</p> <p>善行六丁目地内において、箇所番号 325 の区域を廃止</p> <p>柄沢字鞍骨及び字大台地内において、箇所番号 348 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>柄沢字並木下地内において、箇所番号 349 及び箇所番号 421 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>羽鳥五丁目地内において、箇所番号 391 の区域を廃止</p> <p>柄沢字小台地内において、箇所番号 398 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>柄沢字宮ノ下及び字大台地内において、箇所番号 404 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>大鋸三丁目地内において、箇所番号 413 の区域を縮小</p> <p>柄沢字林廻り地内において、箇所番号 416 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>柄沢字谷戸地内において、箇所番号 422 の位置、区域及び面積を変更</p> <p>本鵠沼五丁目地内において、箇所番号 445 及び箇所番号 618 の区域を廃止</p> <p>大庭字羽根沢地内において、箇所番号 558 の区域を廃止</p> <p>長後字下分地内において、箇所番号 568 の区域を廃止</p> <p>遠藤字南大平地内において、箇所番号 591 の区域を縮小</p> <p>立石一丁目地内において、箇所番号 595 の区域を廃止</p> <p>湘南台七丁目地内において、箇所番号 639 の区域を追加</p>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	<u>約 95.8ha</u>	<u>518</u>
旧	<u>約 98.5ha</u>	<u>528</u>
増減	▲約 2.7ha	▲10

理 由 書

1 箇所番号 217

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

2 箇所番号 226

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から地区の一部について買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うとともに、土地所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準に適合しているため、「拡大」の都市計画変更を行うものであります。

3 箇所番号 229

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

4 箇所番号 246

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

5 箇所番号 249

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

6 箇所番号 275

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から地区の一部について買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

7 箇所番号 325

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

8 箇所番号 348

本生産緑地地区は、現在施行中の柄沢特定土地区画整理事業の区域内に存し、当該業に係る仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に併せて、位置、区域及び面積の変更を行うものであります。

9 箇所番号 349

本生産緑地地区は、現在施行中の柄沢特定土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業に係る仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に併せて、位置、区域及び面積の変更を行うものであります。

10 箇所番号 391

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

11 箇所番号 398

本生産緑地地区は、現在施行中の柄沢特定土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業に係る仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に併せて、位置、区域及び面積の変更を行うものであります。

12 箇所番号 404

本生産緑地地区は、現在施行中の柄沢特定土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業に係る仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に併せて、位置、区域及び面積の変更を行うものであります。

13 箇所番号 413

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から地区の一部について買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

14 箇所番号 416

本生産緑地地区は、現在施行中の柄沢特定土地区画整理事業の区域内に存

し、当該事業に係る仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に併せて、位置、区域及び面積の変更を行うものであります。

15 箇所番号 421

本生産緑地地区は、現在施行中の柄沢特定土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業に係る仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に併せて、位置、区域及び面積の変更を行うものであります。

16 箇所番号 422

本生産緑地地区は、現在施行中の柄沢特定土地区画整理事業の区域内に存し、当該事業に係る仮換地の使用収益が開始されたことから、当該仮換地に併せて、位置、区域及び面積の変更を行うものであります。

17 箇所番号 445

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

18 箇所番号 558

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

19 箇所番号 568

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

20 箇所番号 591

本生産緑地地区は、土地所有者から地区の一部について生産緑地地区内行為通知があり、公共施設等の敷地の用に供されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

21 箇所番号 595

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行

うものであります。

22 箇所番号 618

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が故障し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

23 箇所番号 639

本生産緑地地区は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区指定基準に適合しているため、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

都市計画を定める土地の区域

追加する部分 なし

削除する部分 藤沢市羽鳥五丁目地内

変更する部分 藤沢市西俣野字北窪、遠藤字永山、字滝ノ沢及び字南大平、天神町二丁目、善行六丁目、柄沢字鞍骨、字大台、字並木下、字小台、字宮ノ下、字谷戸及び字林廻り、大鋸三丁目、本鵜沼五丁目、大庭字羽根沢、長後字下分、立石一丁目並びに湘南台七丁目

経 緯 書

都市計画決定（変更）の経緯

- 1992年（平成4年）11月13日（市告示第193号）
指定面積 約 99.1ha 指定箇所数 543箇所
- 1993年（平成5年）12月24日（市告示第185号）
指定面積 約 102.5ha 指定箇所数 565箇所
- 1994年（平成6年）12月22日（市告示第192号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 581箇所
- 1995年（平成7年）12月26日（市告示第216号）
指定面積 約 108.4ha 指定箇所数 593箇所
- 1996年（平成8年）12月25日（市告示第241号）
指定面積 約 109.1ha 指定箇所数 598箇所
- 1997年（平成9年）12月26日（市告示第228号）
指定面積 約 108.1ha 指定箇所数 589箇所
- 1998年（平成10年）12月28日（市告示第262号）
指定面積 約 107.4ha 指定箇所数 586箇所
- 1999年（平成11年）12月28日（市告示第250号）
指定面積 約 106.8ha 指定箇所数 580箇所
- 2000年（平成12年）12月26日（市告示第265号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 574箇所
- 2001年（平成13年）11月29日（市告示第221号）
指定面積 約 103.8ha 指定箇所数 563箇所
- 2002年（平成14年）12月18日（市告示第249号）
指定面積 約 102.4ha 指定箇所数 554箇所
- 2003年（平成15年）12月15日（市告示第251号）
指定面積 約 101.9ha 指定箇所数 550箇所
- 2004年（平成16年）9月9日（市告示第167号）
指定面積 約 105.3ha 指定箇所数 564箇所
- 2004年（平成16年）12月27日（市告示第279号）
指定面積 約 104.9ha 指定箇所数 561箇所
- 2005年（平成17年）12月20日（市告示第278号）
指定面積 約 104.5ha 指定箇所数 560箇所
- 2007年（平成19年）12月27日（市告示第293号）
指定面積 約 103.7ha 指定箇所数 553箇所
- 2008年（平成20年）12月25日（市告示第297号）
指定面積 約 103.6ha 指定箇所数 552箇所
- 2009年（平成21年）12月25日（市告示第295号）
指定面積 約 105.2ha 指定箇所数 565箇所

2010年（平成22年）12月28日（市告示第313号）
指定面積 約103.5ha 指定箇所数 561箇所
2011年（平成23年）12月20日（市告示第261号）
指定面積 約102.1ha 指定箇所数 550箇所
2012年（平成24年）12月6日（市告示第286号）
指定面積 約101.3ha 指定箇所数 544箇所
2013年（平成25年）12月18日（市告示第291号）
指定面積 約100.8ha 指定箇所数 538箇所
2014年（平成26年）12月16日告示（市告第306号）
指定面積 約100.2ha 指定箇所数 536箇所
2015年（平成27年）12月8日告示（市告第267号）
指定面積 約98.5ha 指定箇所数 528箇所

今回の都市計画変更の経緯

2016年（平成28年）8月26日
第157回藤沢市都市計画審議会 報告
場所：NDビル6階会議室

2016年（平成28年）8月30日 から 10月6日
都市計画変更案の協議（県知事）

2016年（平成28年）10月11日 から 10月25日
都市計画変更案の縦覧

2016年（平成28年）11月25日
第159回藤沢市都市計画審議会 付議
場所：NDビル6階会議室